

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業

募集要項

令和6年6月

木更津市

目 次

第1	募集要項の位置づけ	1
第2	事業の内容に関する事項	2
1	一般事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業の対象となる施設	2
(3)	事業場所	2
(4)	事業目的	2
(5)	事業概要	2
(6)	事業期間及びスケジュール	2
(7)	事業期間終了時の措置	2
(8)	事業方針	3
(9)	業務範囲	3
(10)	事業要件	4
(11)	事業方式	4
(12)	事業者の収入と支払い	5
(13)	総事業費と提案上限価格	6
(14)	遵守すべき法令等	6
第3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	事業者の募集及び選定方法	7
2	応募者の参加資格等	7
(1)	参加資格の確認	7
(2)	応募者の構成	7
(3)	応募者の参加資格	8
(4)	構成企業の変更	10
3	優先交渉権者の選定に関する事項等	10
(1)	審査方式	10
(2)	審査内容	10
(3)	審査結果の通知及び公表	10
(4)	提出書類	11
(5)	事業契約の締結	11
(6)	資料の公表	11
4	スケジュール	12
5	応募手続き等	13
(1)	施設確認、資料閲覧及び実験試料提供	13
(2)	募集要項（参加資格確認に関する）質問の受付及び回答	13
(3)	募集要項等（参加資格確認以外に関する）質問の受付及び回答	13
(4)	技術的対話の実施	14
(5)	参加資格確認申請書類等の提出	14
(6)	参加資格審査結果通知書の送付	15
(7)	事業提案書の提出	15

(8)	参加の辞退	15
(9)	事業提案書に関する確認	15
(10)	事業者を選定しない場合	16
6	優先交渉権者選定後の手続	17
(1)	基本契約の締結	17
(2)	設計・建設契約の締結	17
(3)	SPC の設立	17
(4)	維持管理・運営契約の締結	17
(5)	肥料売買単価契約の締結	17
(6)	他の応募者との協議	17
7	応募に関する基本事項	18
(1)	実施に関して使用する言語及び通貨	18
(2)	応募に伴う費用負担	18
(3)	情報公開及び情報提供	18
(4)	連絡先	18
第4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置	19
2	財政上及び金融上の支援	19
(1)	交付金等の取扱い	19
(2)	事業者が受ける金融支援	19
3	その他の支援	19
別紙1	事業スキーム図	20
別紙2	締結主体	21
別紙3	業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し	22
1	対価の構成	22
2	対価の計算方法	22
(1)	設計・建設業務に係る対価	22
(2)	維持管理・運営業務に係る対価	22
3	対価の支払い方法	24
(1)	設計・建設業務に係る対価	24
(2)	維持管理・運営業務に係る対価	24
4	物価変動等の指標	24
(1)	物価変動等の指標	24
(2)	改定の条件	25
(3)	改定の計算方法	25
5	電力単価の改定について	27
(1)	初年度の電力費の精算について	27
(2)	2年目以降の電力単価改定について	27
別紙4	ペナルティについて	28
1	業務の改善についての措置	28
(1)	改善勧告（第1回目）	28

(2)	改善の確認	28
(3)	改善勧告（第 2 回目）	28
(4)	業務責任者の変更	28
(5)	契約の解除等	28
2	維持管理運営業務に係る対価の減額等の措置	28
(1)	維持管理運営業務に係る対価の減額の対象	28
(2)	脱水汚泥の受入が出来ない場合の措置（ケース 1）	29
(3)	要求水準及び事業提案未達成の場合の措置（ケース 2）	29

本募集要項では、以下のように用語を定義する。

- ・「維持管理・運営」とは、事業者の責任において、本施設の運転管理、保全管理及び改築更新を適切に実施し、施設を健全に保ち、本事業を営むこと並びに下水污泥堆肥化物に関する業務及び肥料売買を行うことをいう。
- ・「維持管理・運営契約」とは、市及び維持管理・運営事業者の間で締結される維持管理・運営業務に係る契約をいう。
- ・「維持管理・運営事業者」とは、構成企業のうち、市から維持管理・運営業務を直接受託する構成企業（単独、JV 又は SPC）をいう。
- ・「運転管理」とは、維持管理・運営契約に基づいた性能を発現するために、本施設を安定的かつ安全に運転し、管理することをいう。
- ・「SPC」とは、本事業の維持管理・運営業務の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
- ・「応募者」とは、本事業に応募する単独企業又は企業グループをいう。
- ・「改築更新」とは、維持管理・運営契約に基づいた性能を維持するために、劣化して使用困難となったものを撤去し、代わりに新しいものを設置することをいう。「下水道施設の改築について」（平成 28 年 4 月 1 日・国水下事第 109 号 下水道事業課長通知）に示される「小分類」単位以上のものを取り替えることをいう。
- ・「確認」とは、事実の存否を認定することをいう。事業者の行う行為を市が確認する場合、当該確認の対象事実の全部又は一部について、市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「企業グループ」とは、複数の企業からなるグループをいう。
- ・「基本契約」とは、市及び事業者の間で締結される本事業における設計・建設、維持管理・運営等に係る基本契約をいう。
- ・「基本契約等」とは、事業契約、事業提案書、募集要項等（事業契約を除く。）及び基本契約締結に至るまでの市及び事業者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面の全てをいう。
- ・「協力企業」とは、構成企業から設計・建設（全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮するものを除く。）、維持管理・運営（市が承諾した業務に限る。）の業務委託を受ける企業をいう。
- ・「構成企業」とは、事業者を構成する企業をいう。
- ・「市」とは、木更津市をいう。
- ・「承諾」とは、事業者が書面で申し出た必要な事項について、市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任により作成した書面の内容を、あくまで市の観点から承諾するものであり、承諾によって市は何ら責任を負うものではなく、また、事業者は何ら責任を減じられず、かつ免ぜられるものではない。
- ・「JV」とは、複数の企業からなる共同企業体（Joint Venture）をいい、本事業では設計・建設及び維持管理・運営を目的とするものをいう。
- ・「事業契約」とは、基本契約、設計・建設契約、維持管理・運営契約及び肥料売買単価契約をいう。
- ・「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。

- ・「事業提案書」とは、本事業に関する提案が記載された書面の全てをいう。
- ・「事業用地」とは、本事業を行うための用地として要求水準書に基づき指定された敷地をいう。
- ・「設計・建設」とは、設計・建設事業者の責任において、本施設の設計・建設業務を行うことをいう。
- ・「設計・建設契約」とは、市及び設計・建設事業者の間で締結される設計・建設業務に係る契約をいう。
- ・「設計・建設事業者」とは、構成企業のうち、市から設計・建設業務を直接請け負う構成企業（単独又はJV）をいう。
- ・「選定委員会」とは、市が設置する「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業者選定委員会」をいう。
- ・「代表企業」とは、構成企業の中から、応募者を代表して応募手続等を行う者をいう。
- ・「下水汚泥」とは、木更津下水処理場にて汚水処理を行う過程で発生した汚泥をいう。
- ・「脱水汚泥」とは、下水汚泥を脱水処理した後の汚泥をいう。
- ・「下水汚泥堆肥化物」とは、脱水汚泥を原料とし、本施設で製造された堆肥化物をいう。
- ・「任意事業」とは、事業用地内において基本契約及び法令等を遵守し、本施設及び本処理場の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において事業者が実施する事業の総称をいう。
- ・「肥料売買」とは、市及び事業者の間で締結される下水汚泥堆肥化物の売買をいう。
- ・「肥料売買単価契約」とは、肥料売買に係る単価契約をいう。
- ・「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令をいう。
- ・「法令等の変更」とは、法令等が制定又は改廃されることをいう。
- ・「本工事」とは、本事業に係る建設工事をいう。
- ・「本事業」とは、本処理場にて下水汚泥堆肥化施設の設計・建設及び維持管理・運営を実施する「木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業」並びに任意事業をいう。
- ・「本施設」とは、本事業の下水汚泥堆肥化施設及び電力供給を行う太陽光発電設備をいう（任意事業に関する施設及び設備等を除く。）。
- ・「本処理場」とは、木更津下水処理場をいう。
- ・「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、事業契約及び様式集その他市が公表した書類並びに左記に関する質問回答書をいう。
- ・「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- ・「保全管理」とは、事業契約に基づいた性能を維持するために、本施設の劣化防止、劣化測定及び劣化回復の諸機能を担う日常的及び定期的な計画、点検、検査、修繕などの管理を行うことをいう。
- ・「優先交渉権者」とは、選定委員会の審査の結果、優先交渉権を与えられた者をいう。

第1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、市が本事業を実施するに当たり、応募者を対象に公表するものである。

なお、次の文章は、本募集要項と一体のものである。したがって、事業提案書等の応募者が市に提出する書類の作成に当たっては、募集要項等を精読の上、遺漏のないように努めること。

- ・ 要求水準書
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 設計・建設契約書（案）
- ・ 維持管理・運営契約書（案）
- ・ 肥料売買単価契約書（案）
- ・ 様式集

第2 事業の内容に関する事項

1 一般事項

(1)事業名称

木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業

(2)事業の対象となる施設

下水汚泥堆肥化施設（太陽光発電施設含む）

(3)事業場所

千葉県木更津市潮浜一丁目 19 番 木更津下水処理場内

(4)事業目的

ア 下水汚泥の全量有効利用による未利用資源の有効利用

イ 下水汚泥堆肥化物の緑農地利用による「オーガニックなまちづくり」の構築

(5)事業概要

本事業は、本処理場から発生する脱水汚泥全量を堆肥化し、全量、緑農地利用を行うことで、国内における肥料供給に貢献し、地産地消による下水汚泥の有効利用を推進するものであり、民間事業者のノウハウを活用し、効率的に実施するものである。合わせて、本事業における使用電力には、可能な限り本事業において設置する太陽光発電で発電された電力を用いるものとする。

(6)事業期間及びスケジュール

ア 設計・建設期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで（試運転期間を含む。）

イ 維持管理・運営期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 29 年 3 月 31 日まで

(7)事業期間終了時の措置

事業期間終了後の本施設の取扱いについては、維持管理・運営期間終了の 5 年前を目途に、市と協議を開始する。詳細は、要求水準書にて示す。

(8)事業方針

事業者が本施設の設計・建設とともに維持管理・運営を一貫して行う趣旨に鑑み、事業期間において、本施設の機能を全うするために、事業者の責任及び判断により必要な土木、建築、機械設備及び電気設備の設計・建設を行い、公共性を認識し、善良なる管理者の注意を持って本施設の維持管理・運営を行うものとする。

(9)業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲の概要は以下のとおりである。事業スキーム図を別紙１に示し、詳細は、要求水準書に示す。

ア 事業者の業務範囲

(ア)設計・建設に関する業務

事業者は、事業の運営期間を通じて安定的に脱水汚泥の堆肥化及び太陽光発電からの電力供給を本施設へ行うため、本施設の設計・建設を行う。

- ・設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・土木工事
- ・建築工事
- ・機械設備工事
- ・電気設備工事
- ・本施設の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものを除く）
- ・工事状況の市への報告等
- ・下水処理場内の他工事との業者間調整
- ・施設管理台帳システムへの情報登録
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

(イ)維持管理・運営に関する業務

事業者は、事業の運営期間を通じて安定的に脱水汚泥を堆肥化し、下水汚泥堆肥化物の流通及び販売また太陽光発電からの電力供給を本施設へ行うため、本施設の維持管理・運営を行う。

- ・運転管理業務
- ・分析・測定業務
- ・保全管理業務
- ・セルフモニタリング
- ・下水汚泥堆肥化物の品質管理及び安全管理に関する業務
- ・下水汚泥堆肥化物の買取・流通・販売・利用に関する業務

- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

(ウ)その他

- ・事業者負担による任意事業（事業内容が本事業の目的に沿っており、本事業の適正な履行を損なう恐れがなく、実現性が認められると市が承諾する場合）

イ 市の業務範囲

(ア)設計・建設に関する業務

- ・事業用地の確保
- ・社会資本整備総合交付金等交付申請手続
- ・本事業に必要な許認可及び申請の資料作成及び手続（市が取得又は申請すべきものに限る。）
- ・本施設の設計・建設の確認及び検査
- ・ユーティリティに関する設備に対する責任分界点までの設計・建設
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

(イ)維持管理・運営に関する業務

- ・脱水汚泥の供給
- ・上水・放流水の供給
- ・基準に満たない脱水汚泥の処分
- ・本施設で発生する生活排水、プラント排水及び雨水排水の受入・処理
- ・維持管理・運営業務実施状況の確認
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

(10)事業要件

事業者は、本処理場より発生した脱水汚泥全量を堆肥化し、堆肥化した製品の一部若しくは全量を市より買取り、事業者の責任において流通・販売を行う。なお、実際の引取り量は市と協議の上、決定する。

(11)事業方式

本事業は、官民連携手法による事業方式の比較検討を行った結果、最も効果的な事業実施が可能である DB0 方式により実施する。

(12)事業者の収入と支払い

ア 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。詳細は事業契約（案）に示す。

(ア)本施設の設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて、設計・建設事業者に支払う。

(イ)本施設の維持管理・運営業務に係る対価

市は、本施設の維持管理・運営業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたって維持管理・運営事業者に支払う。

(ウ)堆肥化物の利活用（有価）による収入

事業者が引き取った堆肥化物の利活用に際して得られた収入は、全て事業者のものとする。

イ 市への支払い

(ア)ユーティリティ費

維持管理・運営事業者は、維持管理・運営期間にわたり、市より供給するユーティリティ（上水）に関する費用を市に支払う。

なお、事業提案時に用いるユーティリティの単価は以下に示すとおりである。なお、提示した単価は消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

表 1 ユーティリティ単価（事業提案時）

項目	単価
電力	19.1 円/kWh
上水	木更津市の区域の水道料金（かずさ水道広域連合企業団 HP より）

※単価の改定は、「別紙 3_4_物価変動等の指標」を参照のこと。

(イ)堆肥化物買取費

維持管理・運営事業者は、維持管理・運営期間にわたり、製造された堆肥化物を市より買取、全量有効利用を行う。堆肥化物の買取価格は、堆肥化物 1t あたり 100 円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を下限とし、事業者からの提案額とする。

ウ 電力会社への支払い

維持管理・運営事業者は、小売電気事業者と本施設の維持管理・運営に必要な電力の供給に関する契約手続きを行い、基本料金及び電力量料金を支払う。

市は、維持管理・運営事業者が支払った基本料金及び電力量料金を基に精算する。精算方法の詳細は、「別紙 3 業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し」に記す。

事業提案時に用いるユーティリティ単価は表 1 に示すとおりである。

(13)総事業費と提案上限価格

ア 総事業費

市は、本事業に係る費用を負担する。本事業の設計・建設費と維持管理・運営費の合計から堆肥化物買取費を差し引いた額を総事業費とする。なお、総事業費に関わる範囲及び条件等は、要求水準書に示す。

イ 提案上限価格

本事業（太陽光発電を含む）の提案上限価格は、以下のとおりとする。

金 4,651,010,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※設計・建設費の提案上限価格 2,533,950,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

※維持管理・運営費の提案上限価格 2,117,060,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

ウ 設計・建設業務に係る年度ごとの支払上限額

設計・建設業務に係る年度ごとの支払上限額は、以下に掲げる額を予定している。令和 6 年度における前払金及び中間前払金の支払いは行わない。

(ア)令和 7 年度 815,600,000 円

(イ)令和 8 年度 1,718,350,000 円

エ 太陽光発電導入費

太陽光発電に係る導入費用は、以下の単価を上限とし、事業者提案とする。

15 万円/kW（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(14)遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等を遵守しなければならない。想定される関係法令等は、要求水準書に示す。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、優先交渉権者の選定にあたっては、一般公募型プロポーザルによる随意契約方式により行う。

2 応募者の参加資格等

(1)参加資格の確認

本事業に応募する者は、募集要項等で指定する日までにプロポーザル参加意向申出書および参加資格審査書類を提出する。本事業の応募者は、参加資格の要件を全て満たすこと。

また、市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

(2)応募者の構成

ア 応募者は、単独企業又は企業グループとする。

イ 応募者は、代表企業を定めるものとし、当該代表企業が本事業に係る応募手続を行う。なお、単独企業の場合は、当該企業が代表企業となり、本事業に係る応募手続を行う。また、代表企業は市との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。

ウ 代表企業は、設計・建設事業者及び維持管理・運営事業者となること。

エ 応募者は、参加資格確認申請時に各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明示する。

オ 設計・建設業務を行う者が特定建設工事共同企業体（以下、「特定 JV」という。）を結成する場合は、次の要件を満たすこと。

(ア)特定 JV の構成企業数は、2～4 社とする。

(イ)特定 JV を構成する企業の内、特定 JV への最小出資割合は、2 社の場合で最小 30%、3 社の場合で最小 20%、4 社の場合で最小 10%以上とする。

(ウ)特定 JV の代表者は、構成企業のうち、最大の施工能力を有する者とする。（なお、ここで言う「最大の施工能力を有する者」は、経営事項審査に基づく総合数値が上位の者を指す。）

(エ)特定 JV の代表者の出資割合は、構成企業中最大とすること。

(オ)特定 JV の運営形態は、各構成企業が一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型 JV）とすること。なお、分担施工方式（乙型 JV）は認めない。

(カ)上記以外の要件については、「木更津市特定建設工事共同企業体取扱要領」（令和 2 年 4 月 1 日改訂）に準拠すること。

カ 応募者が維持管理・運営業務を実施することを目的として会社法（平成 17 年 7 月 26 日号外法律第 86 号）に基づき特別目的会社（SPC）を設置する場合は、代表企業の出資が最大となるようにすること。

キ 構成企業以外の者は、SPC への出資を認めない。

ク 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

ケ 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

(3) 応募者の参加資格

ア 共通の参加資格

応募者は以下の参加資格を全て満たすこと。

(ア) 優先交渉権者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ・ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は優先交渉権者を決定する前 6 ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ・ 資格確認申請書類の提出期限から優先交渉権者を決定する日までの間、木更津市建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日施行）に基づく指名停止措置又は、木更津市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者

(ウ) 選定委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

(エ) 本事業のアドバイザリー業務に関係している以下の者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。

- ・ 株式会社 NJS（所在地：東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 浜松町ビルディング 14 階）
- ・ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（所在地：東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号 大手門タワー）

イ 本施設の設計・建設に必要な参加資格に関する事項

(ア) 本施設の設計・建設を行う全ての構成企業が以下の要件を満たすこと。

- ・ 木更津市入札参加資格名簿に登録されていること。

(イ) 本施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 本施設の設計・建設を行う単独企業又は JV が以下の要件を満たすこと。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
 - ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
 - ・ 木更津市入札参加者資格審査基準（令和 2 年 3 月 18 日告示第 60 号）の土木一式工事が A 等級であること。
 - ・ 木更津市入札参加者資格審査基準（令和 2 年 3 月 18 日告示第 60 号）の建築一式工事が A 等級であること。
 - ・ 木更津市入札参加者資格審査基準（令和 2 年 3 月 18 日告示第 60 号）の電気工事が A 等級であること。
 - ・ 機械器具設置工事に係る建設業法施工規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 3 により算出される直近の総合評定値が 700 点以上であること。
 - ・ 上記の発注工種に対応する許可業種については、許可を受けてから 3 年以上の営業実績があること。
- (イ) 本施設の設計・建設を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の施工実績を有すること。
- ・ 公告日から起算して、前 10 年以内の期間において、下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における建築工事又は公共建築物等の建築一式工事（修繕及び改修を除く）を元請として完成させた実績。

ウ 本施設の維持管理・運営に必要な参加資格に関する事項

- (ア) 本施設の維持管理・運営を行う構成企業のうち 1 社以上が以下の要件を満たすこと。
- ・ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）に基づく、下水道処理施設維持管理業者登録を有すること。
 - ・ 公告日から起算して、前 10 年以内の期間において、下水汚泥（下水道類似施設汚泥を含む）を原料とした（一部でも可）堆肥化施設における連続した 1 年以上の維持管理・運営実績を有すること。（下水道類似施設とは、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽、し尿処理施設をいう。）
- (イ) 維持管理・運營業務期間中、「総括責任者」として下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に定める資格を有する技術者を配置できること。

(4)構成企業の変更

ア 構成企業の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更」という。）は、原則として認めない。

イ 構成企業等の変更に係る特例

(ア)参加資格確認基準日から事業提案書の提出日の前日まで

市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成企業の変更を申請した場合、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、事業提案書提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。

(イ)事業提案書の提出日から優先交渉権者決定日まで

市は、事業提案書提出日以降に応募者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成企業等の変更（応募参加資格を喪失した構成企業の脱退に限る）を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

本申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。

3 優先交渉権者の選定に関する事項等

(1)審査方式

本事業における優先交渉権者の選定にあたっては、選定委員会による審査及び評価を行う。

選定委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、選定委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

(2)審査内容

審査内容は、優先交渉権者選定基準に示す。

(3)審査結果の通知及び公表

参加資格の審査結果は、応募者に文書で通知する。

また、優先交渉権者の選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。

(4)提出書類

応募者より提出された書類は返却しない。

また、提出書類は、応募資格の確認及び事業提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で使用しない。

(5)事業契約の締結

市は、審査により決定した優先交渉権者と、契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、基本契約の締結までに事業者又はその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、審査順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。事業契約の締結主体を別紙 2 に示す

(6)資料の公表

市は、優先交渉権者の決定後、必要に応じて応募者の提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については、市と各応募者との間で協議する。

4 スケジュール

令和 6 年 6 月 21 日（金）	公告（募集要項等の公表）
令和 6 年 7 月 3 日（水）	施設確認・資料閲覧・実験試料提供申込書の締切 募集要項等（参加資格確認関連のみ）に関する質問の締切
令和 6 年 7 月 9 日（火）～12 日（金）	施設確認・資料閲覧・実験試料提供
令和 6 年 7 月 19 日（金）	募集要項等（参加資格確認関連のみ）に関する質問への回答公表
令和 6 年 7 月 22 日（月）～23 日（火）	技術的対話の実施
令和 6 年 7 月 25 日（木）	募集要項等（参加資格確認以外）に関する質問の締切
令和 6 年 8 月 21 日（水）	募集要項等（参加資格確認以外）に関する質問への回答公表
令和 6 年 8 月 30 日（金）	参加資格確認申請書類の締切
令和 6 年 9 月 20 日（金）	参加資格確認結果の通知
令和 6 年 10 月 15 日（火）	事業提案書の提出
令和 6 年 11 月中	事業提案書に関する確認
令和 6 年 12 月 13 日（金）	提案内容に対するプレゼンテーション（本審査と同時に実施）
令和 6 年 12 月 13 日（金）	本審査
令和 6 年 12 月末	優先交渉権者の決定・公表
優先交渉権者決定後速やかに	基本契約の締結
基本契約締結後速やかに	設計・建設契約の締結
維持管理・運営開始前までに	維持管理・運営契約の締結
令和 9 年度 4 月 1 日	維持管理・運営開始

5 応募手続き等

(1)施設確認、資料閲覧及び実験試料提供

募集要項公表後の施設確認及び募集要項等に関する資料の閲覧並びに実験試料（下水汚泥）の提供を以下のとおり実施する。なお、市は、施設確認及び資料閲覧時並びに実験試料の提供時の応募者からの質問には回答しない。

ア 申込み期間は、令和 6 年 6 月 24 日（月）午前 9 時から令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。

イ 申込に際しては、様式 1-7 から様式 1-9 を使用し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの件名に「【施設確認】木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業（企業名）」の文字列を必ず入れること。

ウ 施設確認及び資料閲覧並びに実験試料の提供については、市において日程調整を行い、メールで応募者に連絡する。

(2)募集要項（参加資格確認に関する）質問の受付及び回答

募集要項（参加資格確認に関する）質問の受付を以下のとおり行う。

ア 受付期間は、令和 6 年 6 月 24 日（月）午前 9 時から令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。

イ 質問への回答は、令和 6 年 7 月 19（金）に市 HP にて公表する予定である。

ウ 市が質問を受信した際は、質問を行った各応募者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。

エ 質問の提出に際しては、様式 1-1 を使用し、電子メールの添付による送信を行うこと。電子メールの件名に「【質問】木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業（参加資格確認に関する）質問（企業名）」の文字列を必ず入れること。

オ 提出された質問のうち、市において確認が必要と判断したものについて、市は質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

カ 質問及び回答は原則として公表する。応募者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問については、内容を確認し、個別に回答する場合がある。ただし、質問が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、応募者に内容を確認し、了承を得たうえで、質問及び回答を公表する。

(3)募集要項等（参加資格確認以外に関する）質問の受付及び回答

募集要項等（参加資格確認以外に関する）に関する質問の受付を以下のとおり行う。

キ 受付期間は、令和 6 年 6 月 24 日（月）午前 9 時から令和 6 年 7 月 25 日（木）午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。

ク 質問への回答は、令和 6 年 8 月 21 日（水）に市 HP にて公表する予定である。

ケ 市が質問を受信した際は、質問を行った各応募者に対して、電子メールにより受信確認通知

を行う。市からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。

コ 質問の提出に際しては、様式 1-2 から様式 1-6 までを使用し、電子メールの添付による送信を行う事。電子メールの件名に「【質問】木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業（参加資格確認以外に関する）質問（企業名）」の文字列を必ず入れること。

サ 提出された質問のうち、市において確認が必要と判断したものについて、市は質問を提出した応募者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

シ 質問及び回答は原則として公表する。応募者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問については、内容を確認し、個別に回答する場合がある。ただし、質問が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、応募者に内容を確認し、了承を得たうえで、質問及び回答を公表する。

(4)技術的対話の実施

本事業内容に関する市と応募者の齟齬を解消するために、全応募者に対して、技術的対話を実施する。応募者は、対話実施までに対話用の資料を市に提出する。

ア 実施要綱

(ア) 受付期間は、令和 6 年 6 月 24 日（月）午前 9 時から令和 6 年 7 月 17 日（水）午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。

(イ) 技術的対話の実施日程は市において日程調整し、メールで応募者に連絡する。

(ウ) 場所等の具体的な実施内容は、別途連絡する。

(エ) 対話用資料は、様式 1-10 を用いて作成を行うこと。

(オ) 資料の提出に際しては、電子メールの件名に「【資料】木更津市下水汚泥堆肥化施設整備事業対話用資料（企業名）」の文字列を必ず入れること。

イ 対話時の留意事項

(ア) 応募者間の協議を禁止する。違反した場合は、当該応募者の本事業への参加を認めない。優先交渉権者選定後に違反が判明した場合は、当該応募者の選定を無効とする。

(イ) 市は応募者から提出された対話用資料及び対話の内容を原則として他の応募者に開示しない。

(ウ) 対話時間は応募者につき 2 時間を上限とする。

(エ) 対話の過程で提案の審査・評価は行わない。

(オ) 双方確認する形での議事録は作成しない。

(カ) 対話内容は両者を拘束しないものとする。

(5)参加資格確認申請書類等の提出

参加資格確認申請書類等については、単独企業又は企業グループで提出するものとし、企業グループで応募する場合は、代表企業が提出するものとする。

ア 受付期間は、令和 6 年 6 月 24 日（月）午前 9 時から令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時まで

の土日祝日を除く期間とする。

イ 提出方法は、郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）（以下、「郵送等」という。）とし、令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 5 時までに必着とする。

ウ 郵送先は連絡先とする。

エ 提出書類は、様式 2-1 から様式 2-11 までを用いて作成する。

オ 提出部数は、原本 1 部及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とする。

(6)参加資格審査結果通知書の送付

市は、令和 6 年 8 月 30 日（金）を参加資格確認基準日とし、本事業の参加資格の確認を行う。なお、参加資格審査結果通知書については、令和 6 年 9 月 20 日（金）に市から応募者に文章で通知するものとし、事業提案書の提出に必要となる応募者番号も併せて通知する。

(7)事業提案書の提出

ア 提出期間は、令和 6 年 9 月 24 日（火）午前 9 時から令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。

イ 提出方法は、郵送等とし、令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 5 時までに必着とする。

ウ 郵送先は、連絡先とする。

エ 提出書類及び提出部数は表 2 に示すとおり。なお、提出書類は様式集を用いて作成する。

表 2 提出書類

提出書類	様式集	提出部数
事業提案書	様式 4-1 から様式 4-14	(紙媒体) 正本 1 部、副本 10 部 (電子媒体) CD-R 又は DVD-R 1 部
総事業費	様式 5-1 から様式 5-4	

(8)参加の辞退

参加資格を認められた応募者が本事業への参加を辞退する場合は、「参加辞退届」を市に提出する。

ア 提出方法は、連絡先に郵送等で提出する。

イ 提出書類は、様式 3 を用いて作成する。

ウ 提出部数は、原本 1 部とする。

(9)事業提案書に関する確認

事業提案書の審査に先立ち、提案内容の確認のために市は応募者宛てに、質問書を申請時の電子メールアドレス宛てに通知する場合がある。応募者は、事業提案ヒアリング時に質問書へ

の回答を行うこと。

(10)事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない又はいずれの応募者も参加資格と要求水準を満たさないと市が判断した場合には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

6 優先交渉権者選定後の手続

(1)基本契約の締結

事業者は、本事業における設計・建設、維持管理・運営等に関し、本事業に係る基本契約を市と締結しなければならない。事業者が任意事業を提案する場合、基本契約締結に係る契約交渉時に任意事業の実施に係る協議を行うものとする。その協議結果を踏まえ、任意事業に係る取り決めを基本契約に定めるものとする。

(2)設計・建設契約の締結

設計・建設事業者は、基本契約に基づいて、本施設の設計・建設に関し、本事業に係る設計・建設契約を市と締結しなければならない。なお、設計・建設事業者が JV を結成する場合、設計・建設事業者を JV と読み替える（以下、同じ。）。

(3)SPC の設立

優先交渉権者として選定された企業グループが SPC を設立する場合は、SPC を維持管理・運営契約締結までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、維持管理・運営契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(4)維持管理・運営契約の締結

維持管理・運営事業者は、基本契約に基づいて、本施設の維持管理・運営に関し、本事業に係る維持管理・運営契約を市と締結しなければならない。なお、維持管理・運営契約及び肥料売買単価契約について、維持管理・運営事業者が JV を結成する場合、維持管理・運営事業者を JV と読み替え、また SPC を設立する場合は、維持管理・運営事業者を SPC と読み替える（以下、同じ。）。

(5)肥料売買単価契約の締結

維持管理・運営事業者が、市から堆肥化物を買取り、利活用を行う場合、肥料売買単価契約を市と締結しなければならない。

(6)他の応募者との協議

事業契約の締結に当り、次の事項の場合、市は他の応募者と協議を行うことができる。その場合、審査委員会における審査結果の順位が高い応募者から協議を行う。

ア 事業契約の内容に関する協議が成立しない場合。

イ 基本契約締結までに優先交渉権者が参加資格を欠くに至った場合。ただし、当該優先交渉権者の構成企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で優先交渉権者が構成企業の変更を申請したときは、提案内容の継続性を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の優先交渉権者の参加資格を確認した上で、基本契約締結の日までにこれを承認する。本申請を行おうとする優先交渉権者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。

7 応募に関する基本事項

(1)実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

(2)応募に伴う費用負担

本事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

(3)情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開及び情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

(4)連絡先

〒292-0838千葉県木更津市潮浜一丁目 19 番地 1
木更津市役所 都市整備部下水道推進室
電 話 0438-37-9504（ダイヤルイン）
電子メール gesuidou@city.kisarazu.lg.jp

第4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2 財政上及び金融上の支援

(1) 交付金等の取扱い

本事業で建設する本施設に対しては、下水道事業に係る国の交付金等を活用することを想定している。

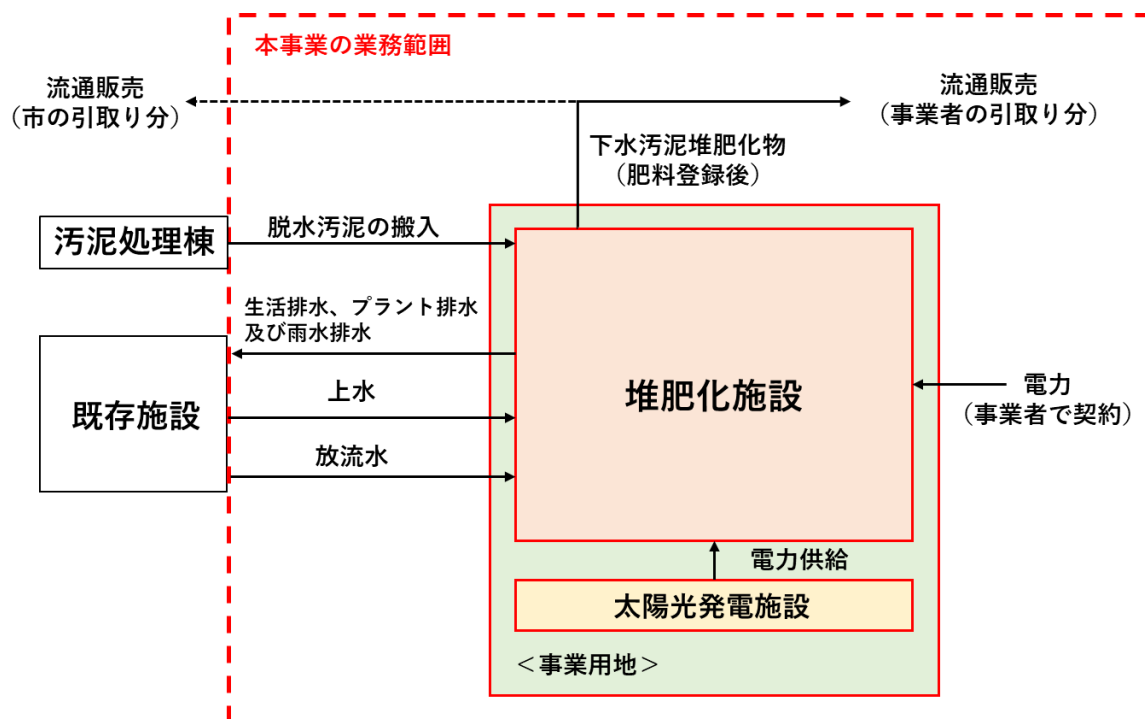
(2) 事業者が受ける金融支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力を行う。

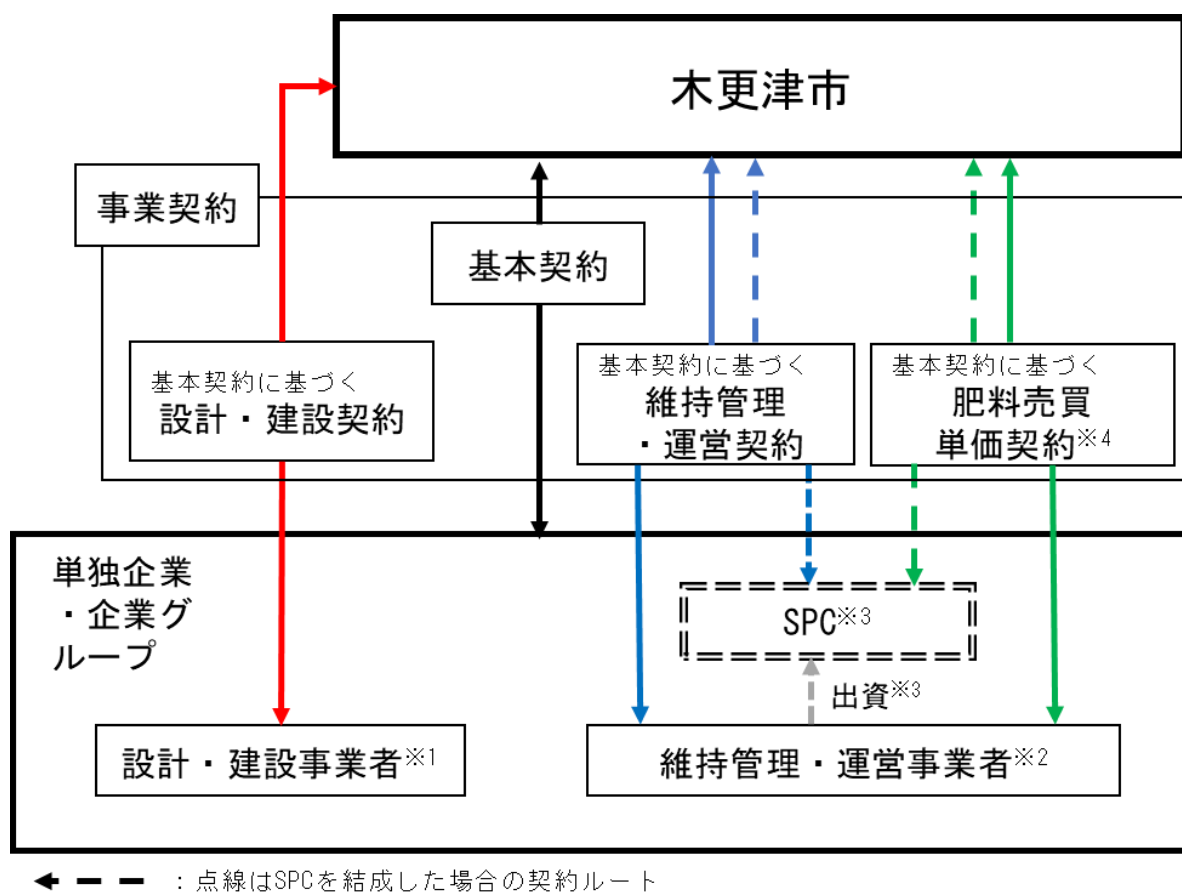
3 その他の支援

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行う。

別紙1 事業スキーム図



別紙2 締結主体



※1：設計建設において、市と設計・建設事業者が設計・建設契約を締結する。JV を結成する場合は、市と JV が設計・建設契約を締結する。

※2：維持管理・運営において、市と維持管理・運営事業者が維持管理・運営契約を締結する。JV を結成する場合は、市と JV が維持管理・運営契約を締結する。

※3：維持管理・運営において、SPC を設立する場合、市と SPC が維持管理・運営契約を締結する。維持管理・運営事業者の構成企業は、SPC に必ず出資を行う。

※4：肥料売買において、市維持管理・運営事業者が肥料売買単価契約を締結する。JV を結成する場合は市と JV が肥料売買単価契約を締結する。SPC を結成する場合は、市と SPC が肥料売買単価契約を締結する。

別紙3 業務委託費の算定金額、支払方法及び見直し

1 対価の構成

本事業において、市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

表 3 対価の構成

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計業務 ②建設業務
維持管理・運営に係る対価	①本施設の維持管理・運営業務

2 対価の計算方法

(1)設計・建設業務に係る対価

表 4 設計・建設業務に係る対価の対象と算定方法

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計段階に係る業務費用 ②建設段階に係る業務費用	◆設計建設業務に係る対価 ＝左記支払いの対象となる費用の合計

(2)維持管理・運営業務に係る対価

表 5 維持管理・運営業務に係る対価の対象と算定方法

区分	支払いの対象となる費用	対価の算定方法
固定費	①人件費 ②その他費用（SPC 運営費、一般管理費、経費等）	◆各支払期の支払金額 ＝[左記対象費用の維持管理運営期間中の合計金額]÷支払回数（12 回×20 年）
変動費-1	①薬品費 ②燃料費 ③市が分岐供給するユーティリティ（上水費）の従量料金相当分	◆各支払期の支払金額 ＝各支払期の脱水汚泥の実処理量（実績値：wet-t/月）×単価（円/wet-t） ※①、②の単価（円/wet-t）は事業者提案とする。ただし、設定根拠を市で確認し妥当性を判断する。 ※③の単価は「第 2_1_(12)_ イ_(7)ユーティリティ費」記載の単価を参考に事業者提案とする。
変動費-2	①電力費	◆各支払期の支払金額 ＝【各支払期の脱水汚泥の実績処理量（実績

		値：wet-t/月) × 汚泥量当たりの消費電力量 (kWh/wet-t) - 各支払期の太陽光発電発電量実績値(実績値：kWh/月)】× 単価(円/kWh) ※汚泥量当たりの消費電力量 (kWh/wet-t) は事業者提案とする。ただし、設定根拠を市で確認し妥当性を判断する。 ※事業提案時の電力単価(円/kWh)は、「第2_1_(12)_ イ_(ア)ユーティリティ費」記載の単価を参考に事業者提案とする。維持管理・運営2年目以降は「5 電力単価の改定について」を参照する。
修繕費	①修繕費	◆各支払期の支払金額 事業者が提案した長期修繕改築更新計画書に基づき、計画に定められた各年度の修繕費用を支払い回数(12回/年)で均等割した費用を支払う。なお、各年度の修繕費用は計画値を超過することは認めない。
改築更新費	①改築更新費	◆各支払期の支払金額 事業者が提案した長期修繕改築更新計画書に定められた改築更新業務の各月における業務実績に基づき、改築更新費を支払う。なお、各年度の改築更新費用累積値が計画値を超過することは認めない。

3 対価の支払い方法

(1)設計・建設業務に係る対価

支払い方法は、設計・建設契約書（案）による。

ア 出来高予定額について

設計・建設契約書（案）による。

イ 前払金及び部分払について

設計・建設契約書（案）による。

(2)維持管理・運営業務に係る対価

ア 支払回数

固定費 : 240 回（年 12 回×20 年間）

変動費-1、-2 : 240 回（年 12 回×20 年間）

修繕費 : 240 回（年 12 回×20 年間）

改築更新費 : 随時

イ 市は、本施設の引渡しを受けた後、維持管理・運営契約書（案）の規定に従い、維持管理運営業務に係る業務月報を受領した後、確認を行い内容に不備がないことを確認した旨を事業者へ通知する。事業者は、当該通知を受けた後、当該月に相当する固定費、変動費及び修繕費に係る請求書を市に提出する。市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に事業者が指定する金融機関へ固定費、変動費-1,2 及び修繕費を支払う。

ウ 市は、本施設の引渡しを受けた後、維持管理・運営契約書（案）の規定に従い、維持管理運営業務に係る業務月報を受領した後、確認を行い内容に不備がないことを確認した旨を事業者へ通知する。事業者は、当該通知を受けた後、当該月に実施した改築更新費に係る請求書を市に提出する。市は事業者からの請求書を受領後、30 日以内に事業者が指定する金融機関へ改築更新費を支払う。

4 物価変動等の指標

(1)物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

設計・建設契約書（案）による。

イ 維持管理・運営業務に係る対価

維持管理・運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者の提案について

て合意性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

表 6 物価変動の指標

区分	改定の対象となる費用	指標
固定費	人件費	毎月勤労統計調査・統計表・時系列第 1 表 「賃金指数>月額現金給与額>調査産業計」(厚生労働省)
固定費	その他費用 (SPC 運営費、経費、一般管理費等)	企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」(日本銀行調査統計局)
変動費-1	薬品費	国内企業物価指数・「化学製品」(日本銀行調査統計局)
変動費-1	燃料費	国内企業物価指数・「石油・石炭製品」(日本銀行調査統計局)
変動費-1	市が分岐供給するユーティリティ(上水費)の従量料金相当分	各供給事業者等と市の需給契約が変更等された場合、市と事業者が当該変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
変動費-2	電力費	※電力費の改定は「5 電力単価の改定について」を参照
修繕費	修繕費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)
改築更新費	改築更新費	国内企業物価指数・「はん用機器」(日本銀行調査統計局)

(2)改定の条件

第 1 回支払(令和 9 年 4 月)以降の維持管理・運営業務に係る対価の支払額については、原則として年 1 回改定を行うものとする。

毎年、8 月 1 日時点で公表されている最新の指標(直近 12 ヶ月分の平均値)に基づき見直しを行い、翌年度の維持管理・運営業務に係る対価を確定する。改定された維持管理運営業務に係る対価は、改定年度の第 1 支払期(4 月末)以降の支払いに反映させる。

なお、改定の判断は表 6 に示す費目ごとに行い、各費目の改定後の合計費用を改定年度の維持管理・運営業務に係る対価とする。

(3)改定の計算方法

ア 算定式

維持管理運営業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直し

を行う。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は毎年当該指標について改定の要不要を確認し、市へ書面で報告書を行うこと。

$$Y = X \times (1 + \alpha / 100)$$

ここに、

Y：改定後の当該費用（税抜き）

X：前回改定後の当該費用（税抜き、第1回目の改定が行われるまでは、維持管理・運営契約書に示された当該費用）

$$\text{変動率}(\alpha)[\%] = \left(\frac{\text{見直し時における最新の指標(直近 12 ヶ月の平均値)}}{\text{最後に見直しを行った年度の指標(直近 12 ヶ月の平均値)}} - 1 \right) \times 100$$

α は小数点以下第1位未満を切り捨てる

イ 増減額の算定

アで算定した変動率が $\pm 1.5\%$ を超える場合、対価の改定を行う。増減額は $\pm 1.5\%$ を超過した分を次年度以降適用される対価の増減額として事業者に支払う。増減額の算定は以下の式に従い算出する。

$$\text{増加額 (T+)} = Y - X - (X \times 1.015 - X)$$

※変動率(α)が正の場合

$$\text{減少額 (T-)} = Y - X + (X \times 1.015 - X)$$

※変動率(α)が負の場合

ウ 消費税及び地方消費税の改正による改定

維持管理・運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払いにかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

5 電力単価の改定について

事業提案時及び維持管理運営事業の初年度（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月末）までの電力単価は、「第 2_1_(12)_ イ_(ア)ユーティリティ費」記載の単価を参考に事業者提案の値を採用する。

(1)初年度の電力費の精算について

精算は、市若しくは事業者から申し出があった場合に行うものとし、申し出の金額及びその算出根拠を明らかにする書類に基づき協議のうえ、負担額を決定し、初年度の 3 月期の支払い時に精算する。

また、精算の申し出は会計措置に必要な期間を加味し、初年度の 10 月期までに行う。

(2)2 年目以降の電力単価改定について

維持管理運営期間 2 年目以降の電力単価については、前年度の 4 月から 3 月末までの電力使用量（kWh/年）及び事業者が電力会社に支払った電気料金（基本料金込み、消費税及び地方消費税相当額を除く）（円/年）を基に再度電力単価を設定し、その単価を翌年度の 4 月以降の電力単価とする。

$$\cdot \text{改定年度の電力単価}[\text{円/kWh}] = (\text{前年度の 4 月} \sim \text{3 月末までの電気料金})[\text{円/年}] \div (\text{前年度の 4 月} \sim \text{3 月末までの電力使用量})[\text{kWh/年}]$$

別紙4 ペナルティについて

モニタリングの結果、業務の改善の必要性があると判断された場合、以下の措置を取る。

1 業務の改善についての措置

市は、モニタリングの結果から、事業者による業務が維持管理・運営契約書の各条項及び要求水準書等に定める業務の要求水準を満たしていないと判断した場合には次の措置を行う。

(1)改善勧告（第1回目）

事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行う。事業者は、市より改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

(2)改善の確認

市は、事業者からの改善完了の通知又は、改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

(3)改善勧告（第2回目）

上記(2)におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(4)業務責任者の変更

上記(3)の手続きを経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務責任者を変更することを事業者に請求することができる。

(5)契約の解除等

市は上記(4)の業務責任者の変更の手続きを取った後、最長60日を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が維持管理運営業務委託契約の継続を希望しない時には、契約を解除することができる。

2 維持管理運営業務に係る対価の減額等の措置

(1)維持管理運営業務に係る対価の減額の対象

維持管理運営業務に係る対価については、業務実施の状況により次表に示す減額措置を行うものとする。なお、減額の対象となる維持管理・運営業務に係る対価は別紙3に示す固定費、変動費、修繕費及び改築更新費とする。

表 7 減額事由のケース

ケース	減額事由	減額措置
ケース1	脱水汚泥の受入が出来ない場合	下記(2)に従い減額

ケース 2	要求水準及び事業提案未達成の場合(ケース 1 を除く)	下記(3)に従い減額
-------	-----------------------------	------------

(2)脱水汚泥の受入が出来ない場合の措置（ケース 1）

故障や維持管理上の原因による運転停止の状態または性能低下により、本事業で予定されている脱水汚泥の受入ができない状態が生じた場合、受入れできなかった脱水汚泥の年間累積量（以下、「年間受入不能量」という。）に応じて、下記のとおり減額するものとする。ただし、ケース 1 の状態の発生について、事業者の責によらないと市が認めた場合には、年間受入不能量に加えないものとする。

なお、事業者が脱水汚泥の受入ができないことによって生じる外部搬出等の費用は、本措置とは別に事業者が負担する。ただし、事業者の責によらないと市が認めた場合を除く。

$$\text{減額金額} = (\text{年間の固定費} + \text{修繕費} + \text{改築更新費}) \times \frac{\text{年間受入不能量 (t - wet/年)}}{\text{年間発生汚泥量 (t - wet/年)}}$$

※ケース 1 の減額金額の算定及びそれに応じた減額等の措置は、年度ごとで行う。

(3)要求水準及び事業提案未達成の場合の措置（ケース 2）

市は、ケース 1 を除く維持管理・運営内容についての要求水準及び事業提案の未達成（以下、「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法により維持管理・運営業務に係る固定費、変動費-1-2、修繕費の減額を行う。ただし、未達状況の発生が事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りではない。

ア レベルの認定

市は、未達状況に応じて次に定めるレベルの認定を行う。

表 8 レベルの認定

レベル	各レベルの該当事象
レベル 1 本施設及び既存施設の利用に軽微な影響を及ぼしている場合	・ 業務報告の不備 ・ 市及び関係者への連絡不備 ・ 備品、帳簿類等の管理不行き届き ・ その他、上記と同等の軽微な要求水準未達
レベル 2 本施設及び既存施設の円滑な運営に影響を及ぼしている場合	・ 設備等の点検未実施や不具合及び故障等の放置 ・ 不衛生状態の放置 ・ 維持管理・運営業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行 ・ 維持管理・運営業務におけるミスの頻発

	・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合 ・堆肥化物が有効利用されていない場合 ・堆肥化物の品質が肥料の品質確保等に関する法律により定められた基準に満たない場合 ・事業者提案による敷地境界における臭気物質濃度が基準を超過した場合 ・その他レベル1、3を除く全ての要求水準未達
レベル3 本施設及び既存施設の運営に重大な影響を及ぼしている場合	・事業者が適切な管理をしなかったために、重大な事故、施設の損壊等が発生した場合 ・違法行為 ・市への虚偽の報告 ・その他、上記と同等以上の重大な要求水準未達

イ ペナルティポイントの算定

市は、「ア_レベルの認定」で設定したレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。

(ア) 要求未達状況に該当する場合

第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに要求水準未達状況の改善が確認された場合は、ペナルティポイントを付与しない。ただし、第1回目の改善期限までに、要求水準未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定対象日とする。

(イ) ペナルティポイントの運用

ペナルティポイントは、要求水準未達状況が継続する場合、各事象について1日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、改善の遅延が事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

表9 レベルとペナルティポイントの関係

レベル	ペナルティポイント
レベル1	1日につき、2.5ポイント
レベル2	1日につき、7.5ポイント
レベル3	1日につき、10.0ポイント

ウ 維持管理・運営業務に係る対価の減額

各支払期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置を行う。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は 1 か月毎に行うものとし、翌月にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後の維持管理運営業務に係る対価の支払いについては、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができる。

表 10 累積ペナルティポイントと減額措置内容について

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 未満	減額措置を行わない
10.0 以上 20.0 未満	当該支払期の固定費、変動費-1, -2、修繕費に対し 2,000 分の 1 にペナルティポイントを乗じた額
20.0 以上	当該支払期の固定費、変動費-1, -2、修繕費に対し 1,000 分の 1 にペナルティポイントを乗じた額